

役 員 規 程

社会福祉法人 大江福祉会

役員に関する規程

- 第1条 この規程は、大江福祉会の定款に定める法人の役員（理事・監事・評議員・評議員選任委員）が理事長の召集する諸会議に出席した場合、費用弁償として次に定める額を支給するものとする。
諸会議に出席した役員には、1回につき2,000円を支給する。
- 第2項 法人職員については、出勤とし費用弁償はしない。
- 第3項 理事会・評議会を同日に開催した場合は、それぞれに支給する。
- 第4項 費用弁償は諸会議に出席した際に支給する。
- 第2条 理事長の役員報酬は月5,000円とし、年度末に年額を支給する。
- 第3条 昼食代は、昼食時間をはさんで開催される場合に限り費用弁償として1回につき600円の定額を支給する
- 第4条 交通費・昼食代については、費用弁償とし役員報酬には含めないものとする。

附則

1. この規程は平成18年3月24日より施行する。
2. この規程は平成19年3月18日より施行する。
3. この規程は平成25年10月23日より施行する。
4. この規程は平成28年12月22日より施行する。

役員報酬規定（別表）

別表1			
役員報酬支給基準			
役員	内容	金額	備考
理事長	役員報酬／月	5,000	60,000円／年
	交通費	2,000	1回
	昼食代	600	1回
理事	交通費	2,000	1回
	昼食代	600	1回
監事	交通費	2,000	1回
	昼食代	600	1回
評議員	交通費	2,000	1回
	昼食代	600	1回
評議員選任委員	交通費	2,000	1回
	昼食代	600	1回
<p>* 交通費、昼食代は、費用弁償とし報酬には含めないものとする</p> <p>* 昼食代は、昼食時間をはさんで開催される場合に限り支給する</p>			